

----->>>
JPA事務局ニュース <No.173>2014年10月10日
----->>>

<発行> 一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会(JPA)事務局
発行責任者/水谷幸司
〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 2-28 飯田橋ハイタウン 610 号
TEL03-6280-7734 FAX03-6280-7735 jpa@ia2.itkeeper.ne.jp
JPAホームページ <http://www.nanbyo.jp/>

☆高額療養費自己負担限度額の見直しに関する政令案へのパブリックコメントについて、JPAが意見を提出しました。

以下に、全文を掲載します。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令(案)についての意見

2014年10月10日 一般社団法人日本難病・疾病団体協議会

案件番号 495140211

健康保険法施行令等の一部を改正する政令(案)のうち、高額療養費の算定基準額の見直しについて、次のように意見を述べます。

(2)高額療養費および高額介護合算療養費の算定基準額等の見直しの「70歳未満の者に係る高額療養費の自己負担限度額」について

○「標準報酬月額53万円～83万円未満」は、150,000円(据え置き)とし、「+1%」は廃止すること。

○「標準報酬月額28万円～53万円未満」は、80,100円からさらに引き下げ、「+1%」は廃止すること。

○「標準報酬月額28万円未満」57,600円 → さらに引き下げること。

多数回該当:44,400円 → さらに引き下げること。

○「市町村民税非課税」35,400円 → さらに大幅に引き下げること。

<理由>

低所得者に配慮すると言いながら、市町村民税非課税世帯を「据え置き」とすることは、患者負担があまりにも多すぎる。

また、「+総医療費の1%」は、病気が重い人ほど負担を重くすることになるので廃止すべき。患者は好んで医療を受けているわけではない。必要な医療は国が給付し、国民の健康は、平等に保障されるべきである。

難病患者の平均所得は、年間300万円台が一番多く、また公費負担医療を使えない患者で新薬による負担に苦しむ患者は多いことから、高額療養費の自己負担限度額は、さらに低く引き下げるべきである。医療費の患者負担が重くなれば、患者は初期からの受診を控えることになり、重症化しての受診は、総医療費を引き上げることにもつながっている。患者負担を引き下げることが長期的に見れば、重症化を防ぎ、将来的には医療費の負担軽減にもつながるものと考える。

以上
